

平成 15 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 ネットワンシステムズ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 佐藤 一 雄
(コード番号 7518 東証第1部)
照 会 先 取 締 役 中 村 功
本リリースに関する問い合わせ先
I R 室 榎 田 智 照
T E L 03 - 5462 - 0803

ストックオプション（新株予約権方式）の発行内容等に関するお知らせ

平成 15 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、当社第 15 回定時株主総会で承認されました商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 第 1 項の規定に基づき、ストックオプションとして発行する新株予約権の具体的な内容について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

- | | |
|------------------------------|-------------------------------------|
| 1. 有価証券の種類及び銘柄 | ネットワンシステムズ株式会社平成 14 年度第 4 回新株予約権証券 |
| 2. 新株予約権の発行日 | 平成 15 年 5 月 15 日 |
| 3. 新株予約権の発行数 | 320 個（新株予約権 1 個につき 1 株） |
| 4. 新株予約権の発行価額 | 無償とする |
| 5. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数 | 当社普通株式 320 株 |
| 6. 新株予約権の行使に際しての払込価額 | 1 株につき 857,850 円 |
| 7. 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額の総額 | 274,512,000 円（1 株につき 857,850 円） |
| 8. 新株予約権の行使期間 | 平成 16 年 8 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで |
| 9. 新株予約権の行使条件 | |

対象者は、新株予約権行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人(顧問、相談役を含む。)であることを要する。

新株予約権の発行の目的上、対象者に新株予約権を行使させることが相当でないとする以下の事由が生じた場合、対象者は新株予約権を行使することができないものとする。

- () 対象者が裁判において禁固以上の刑に処せられたとき
- () 対象者が株主代表訴訟の被告になった裁判において、対象者に対して損害の賠償を命ずる確定判決が下されたとき又は対象者がその裁判に関して、敗訴に比するものと取締役会が判断する内容の和解を行ったとき
- () 対象者が法令、定款又は内部規律に違反したことを理由に当社内での制裁処分を受けたとき
- () 対象者が、当社の事前の承諾なく、当社と競業関係にあ

る会社の取締役、監査役、使用人、嘱託、顧問又はコンサルタントとなったとき

- () 対象者に新株予約権を行使させることが相当でない特段の事由が発生したとして、取締役会が当該対象者による新株予約権の行使を認めない旨の決議を行ったとき

下記の各期間中において、既に行使した新株予約権の個数の累計が、下記のそれぞれの期間について規定された新株予約権の個数を超えないように、新株予約権を行使するものとする。但し、()及び()の各期間においては、一個の新株予約権に満たない端数については、次の期間以降に繰り越すものとする。

() 平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 7 月 31 日まで
割当を受けた新株予約権の 3 分の 1

() 平成 17 年 8 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日まで
割当を受けた新株予約権の 3 分の 2

() 平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで
割当を受けた新株予約権の 3 分の 3

新株予約権の質入、担保提供その他の処分及び相続は認めない。新株予約権の一部行使は認めない。

新株予約権の行使に関するその他の細目は、当社と新株予約権の割当を受けるものとの間で締結される新株予約権の割当に関する契約によるものとする。

- | | |
|---|------------------------------------|
| 10. 新株予約権の行使により発行する株式の
発行価額中資本に組み入れない額 | 137,256,000 円 (1 株につき 428,925 円) |
| 11. 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。 |
| 12. 新株予約権の割当の対象者 | 当社の使用人 99 名 |

【ご参考】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| (ア) 定時株主総会のための取締役会決議日 | 平成 14 年 5 月 16 日 |
| (イ) 定時株主総会の決議日 | 平成 14 年 6 月 27 日 |

以 上